

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法施行規則		法令番号	昭和23年011号		
手続名	児童福祉施設の変更・認可内容変更の承認		根拠条項	第37条第6項		
審査基準	児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚令63号）及びその一部を改正する省令 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭和47年5月17日社庶第83号） 社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号） 社会福祉施設の長の資格要件について（ " 第14号） 等の規定を満たすとき					
	受付機関	こども家庭課	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課
		標準処理期間		30日	目次	4
		標準経由期間		日	No.	